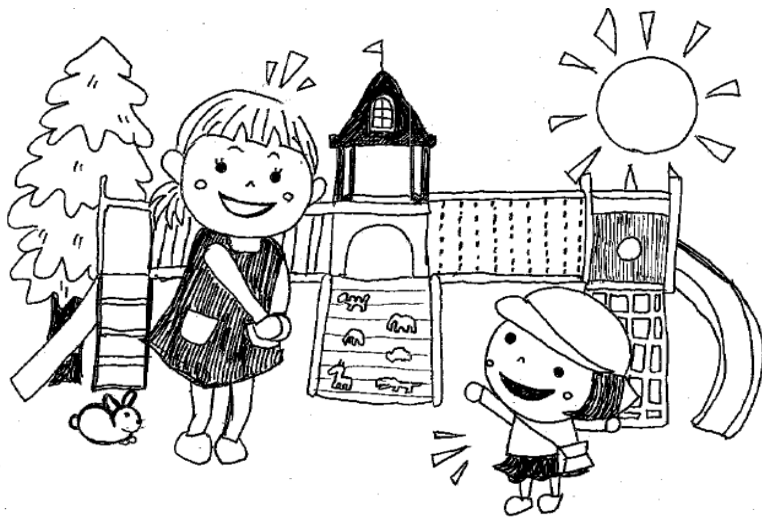


令和6年度版

# 入園のしおり



お子様のご入園・ご進級おめでとうございます。  
お子様の園生活が、心地よく充実したものとなるよう、  
ご家庭と、こども園とで協力しあっていきたいと思ひます。  
この『入園のしおり』を身近に置き、折に触れて見て  
いただけたらと思ひます。  
一年間大切に保管しておいてください。

## 豊田市立ひかりこども園

〒471-0002

豊田市矢並町大坪901-2

【TEL】(0565) 80-2280

【FAX】(0565) 80-9583

【携帯】090-6355-2431

# も く じ

1 保育の基本理念 ・教育及び保育目標	-----	P. 1
2 本園の保育目標 園生活で大切にしたいこと	-----	P. 2～5
3 保育時間	-----	P. 6
4 一日の保育内容	-----	P. 7
5 食事とおやつ 豊田市こども園の給食における食物アレルギー 一対応について	-----	P. 8～10
6 年間行事計画	-----	P. 11
7 健康管理 下痢や嘔吐等で汚れた衣服の取り扱いについて	-----	P. 12～17
8 家庭の協力	-----	P. 18
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 19
10 保育料等	-----	P. 20～26
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 27
12 保育支援アプリ(ゴドモン・エンペイ)の利用について		
13 その他の取り組みについて	-----	P. 28～31
14 その他の注意事項		
15 ひかりこども園の約束 ひかりこども園 園庭・遊具の使い方	-----	P. 32～34
16 用品・持ち物について 駐車場利用について	-----	P. 35～41
駐車場のご案内 こども園等一覧表	-----	P. 42～44

## 1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

## 2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

### めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

### 教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

# 保育目標

【めざす子ども象】

にこにこ笑顔あふれ いきいきと遊べる

- |           |   |
|-----------|---|
| ◎元気な子     | 基本的な生活習慣が身についている子<br>意欲的に活動できる子         |
| ◎思いやりのある子 | 人や自然と触れ合う中で、感動できる子<br>友達の気持ちがわかり、仲良くする子 |
| ◎考える子     | 身近な環境に関わり、興味関心がもてる子                     |

## <ひかりこども園の保育>

### ◆ 一人一人の育ちを大切に保育をします。

子ども一人一人の家庭環境や生活経験は異なり、環境へのかかわり方、受け止め方もそれぞれ違います。子ども一人一人の発達を捉え、その子らしさが発揮できるよう、保育師は、深い愛情をもって子どもの内面理解に努め、個々の育ちを大切に、基本的な生活習慣の自立を支えながら、一人一人の心に寄り添って保育をしていきます。

### ◆ 生活や遊びを通して子どもの様々な力を伸ばすよう努めています。

生活や遊びの中で、子どもは、いろいろなものや人と出会いながら、見る、聞く、考える、触れる、関わる、など、心を動かしているいろいろな体験をしています。そうした経験を通して、満足感や達成感、葛藤や充実感など味わい、様々な能力や態度を身につけていきます。五感を使って子どもが自発的、意欲的に関われる環境の工夫や支援を行い、豊かな心の育成に努めると共に、一人一人が力を発揮し、生活や遊びを通して乳幼児期にふさわしい体験が総合的に得られるようにしていきます。また、園周辺の自然を生かして観察・栽培・食育などの直接体験を通して、豊かな感性や探求心を育てていきます。

### ◆ こども園と家庭や地域との連携や交流を大切にしています。

園と家庭との連携を大切に、園の取り組みや様子を共有しながら子どもの成長の実感や子育ての楽しみや喜びに繋がるよう、保護者支援に努めています。また、園の特性を活かし、異年齢交流をはじめ、地域の方や小学校、近隣の施設やこども園など、出かけたり、園に招いたりして交流を行い、様々な世代や立場の人と関わったり、生活や文化に触れたりする機会を大切にしています。こうした機会を通して、触れ合うことの嬉しさや楽しさ等を味わい、人とかかわる力や思考力、感性、表現する力などを育み、社会に関わる人として、生きていくための基礎を培っていきます。入園前の未就園の親子の方への子育て支援として『子育てひろば』の園庭開放を行い、園の様子を知っていただくとともに、子育て相談や未就園児親子の方向士の交流の場となるようにしています。

## 「こども園ってどんなところ」

### 「大切にしていること」

3歳頃になると、子どもは周りの人や物に興味や関心をもち、人とのつながりなどが急速に広がり、親への全面的な依存の状態から自立に向かいはじめます。こども園は、このような発達を踏まえて、集団生活の中で子ども一人一人のよさや可能性を伸ばしていくところです。

こども園では『生活や遊び』を大切にされた保育を行っています。保育者や友達と一緒に『遊び』中心の活動や日々の生活を送っていく中で、友達の思いや考えの違いに気づき、言葉も豊かになり、人と関わる力が育ってきます。また、感動体験や表現活動を通して、自然の美しさや不思議さなどに気付いたり、友達と気持ちが通い合ったりして心が豊かになるなど、遊びの中で、子ども達は様々な力が育ちます。

一人一人の子どもがもっている力『その子らしさ』を存分に発揮できるよう、やりたいことが十分にできる環境や援助を考えながら、一人一人の発達過程や個性を把握し、個人差を尊重した上で、必要な経験を見通して計画を立てて取り組んでいきます。また、同年齢だけでなく、異年齢児との交流や他園、小学校との交流で思いやりや憧れ「こんな風になりたいな」と期待を高めていくで、意欲や挑戦する力を育てることにつながります。

また、こども園は、子育て支援も行っています。園の取り組みや大事にしていることを保護者の方と共有し、必要な情報交換を行い、家庭と共に子どもを育てていくという視点で様々な支援をしています。

子ども達の経験がより豊かなものになるよう地域の方との連携も大切にしています。

# 園生活で大切にしたいこと☆☆

子ども達一人一人の健やかな成長・発達には園と家庭との連携がとても大切です。保護者の皆様とお子さんの姿や成長を共有しながら、一人一人の成長を支えていけるように、また、園が子育てを共に考えていく場となり、子育ての輪を広げていく場となるよう願っています。

## ☆ 温かい励ましと見守りで少しずつ園生活に慣れていけるように…

お子さんにとって、ほとんどの子が初めての集団生活です。そのため、楽しみな思いもあれば、家庭とは違う環境の変化で不安や戸惑いを感じる姿も見られます。「こども園の先生が待っていてくれるよ」「こども園で遊ぶのが楽しみだね」等、お子さんを温かく励ましてあげながら、少しずつ園生活に慣れていく様子を見守っていきましょう。

## ☆ 生活のリズムを整えましょう… “焦らずできることから一歩ずつ”

### 【早起き・早寝の習慣を】

子どもの成長発達において、昼間十分に活動し、夜は早く寝て疲労回復を図ることがとても大切です。朝起きるのが遅いと、頭も体もしっかりと目覚めていないため、こども園に来て意欲、集中力がわかずに十分に遊びこめなかったり、感情が不安定になったりします。体や心にとって“快適なリズム”で過ごしていけるよう生活リズムを整えていきましょう。生活リズムが乱れている場合は、起床時間を少しずつ早めるところから始めてみるといういいですね。

### 【朝ごはんを食べ、一日を活動的に過ごすスイッチを入れましょう】

私たちの脳は“ブドウ糖”をエネルギー源として使っています。朝食を食べないと、午前中、体は動いても頭はぼんやり…ということになりがちです。脳のエネルギー源のブドウ糖を朝食（ごはんなどの主食に多く含まれています）でしっかりと補給し、脳と体をしっかりと目覚めさせましょう。朝食は、体温を上昇させて活動状態にするエネルギーであり、体内時計を調整する助けになります。近年、子どもの低体温が増えていると言われています。日中にしっかりと活動するためには一定の体温が必要です。朝、早めに起きて、時間に余裕をもって朝ごはんを食べることで、脳と腸も起こしましょう。

### 【朝うんちで、すっきりと登園し元気に遊べるように】

トイレも生活習慣の大切な一部のため、リズムをつけることが大切です。食べ物が胃に入ると腸が活発に動きます。特に、自律神経のリズムが関係し朝は活発に動くと言われていています。そのため、朝早めに起きて、時間に余裕をもって朝食を食べると、うんちが出やすいのです。体調や個人差もあるため、朝に必ずうんちをしなければならぬということではありません。帰宅後や夕食後でも習慣づいているなど、排便のリズムをもっていることが大切です。小学校への入学後を見据えて、園生活の間に朝の排便リズムを作っていくことで、すっきり登園し元気に活動できることでしょうか。便意のあるなしに関わらず、トイレに座る習慣（長くても5～10分程）をつけていけるといいですね。

## ☆ 自分なりに自分でしようとする姿を大切に…

衣服の着脱、食事、靴を履いたり、脱いだり等、自分なりにしようとしていますか？園生活のはじめのころは、家庭でできるようになったことでも、不安や緊張から手伝ってほしい姿もよく見られます。新入園児は、園生活のリズムが分かって安心して過ごしていけるようになるまで、保育者が丁寧に関わりながら身の回りの準備や片づけを一緒に行っていきます。保護者の方にも、登園時はお子さんと一緒に支度を行っていただきたきますよう、ご協力をお願いします。

子どもが“自分でやりたい”ときには見守り、「自分でできたね！」等、しっかりと認めてあげましょう。そして「できない」「手伝って」と困っている時には、さりげなく手伝ってあげるようにしましょう。認めてもらえた喜びや、手助けしてもらったり励ましてもらったりした温もりは、大きな安心感と共に、“自分は愛されている”という幸福感で、自信や意欲につながっていきます。

## ☆ 親子で手を繋いで交通安全のルールを身につけていきましょう

手をつないで歩く時間（特に登降園時）は、親子の心と心をつなぐ大切な触れ合いのひとつでもあります。また、交通安全のルールや交通道德が自然に身につきます。子どもは、親の後ろ姿を見て育っていきます。交通安全のきまりは、まず、大人がお手本を示していきましょう。

### 3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。

早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、こども園等一覧で御確認ください。

#### ◆**早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。**

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、**早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出**してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

#### ●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。  
家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。



## 4 一日の保育内容

8:00	○早朝保育登園 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">早朝保育室で過ごします</span>	一人一人笑顔で温かく迎え、朝の出会いを大切にしています。また、保護者の方とお話をしたり健康状態を伺ったりしてお子さんの様子を共有・把握し
8:30 ~9:00	○ 登園 ・ 挨拶・観察・手洗い・うがい・持ち物始末	
	○ 遊び・活動 ・ 自発的な遊び<室内・戸外> ・ 課題のある活動、クラス活動等	子ども達の興味、関心、発達、季節、偶発的な出来事を考慮し、意図的、計画的な環境構成をし、主体的に関わって遊ぶ場としています。
	○片付け	遊び後の片付けも楽しみながら、みんなで協力して行います。
11:30	○ 給食の準備	・ 食事をするのに必要な生活習慣を知り、準備をします。 ・ 周りの子や保育者と一緒に楽しい雰囲気の中で給食を食べます。食事のマナーを身につけ、食材への興味をもてるようにします。
12:00	○ 給食	
12:40	○ 片付け、掃除	・ 食後はおなかを休め、しばらく静かな遊びをして過ごします。その後は午前の遊びの続きをしたり、好きな遊び、クラスでの活動をしたりします。 ・ 3歳児は昼寝をします。終了時期は、子どもの姿を見て担任よりお知らせします。
13:10	○ 遊び・昼寝 ・ 自発的な活動	
	<b>昼寝時間</b> 【3歳児】 4月慣らし保育後～12月頃 【4・5歳児】 夏季休業保育期間のみ	・ 保育者に絵本を読んでもらったり、みんなで歌を歌ったり、手遊びをしたりして、降園前のひと時を過ごします。 ・ 一日を振り返ったり、翌日の活動の話をしたりして、翌日の登園に期待をもてるようにします。
14:30	○ 片付け ○ 降園準備 ・ 持ち物の支度 ・ 絵本、紙芝居、歌、手遊び等	
14:40~	○ 降園	
15:00~	○ 延長保育（順次降園）	
16:00	○ 延長保育終了時間	

## 5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

### 〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をする事により、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

### 〈その他〉

- **食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。**  
詳細は園にご相談ください。
- **園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。**あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センターの施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

## 豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

### 1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション<sup>※</sup>等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

### 2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

### 3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

# お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を  
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。  
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

## 食物アレルギーと間違いやすい症状



### ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚  
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、  
じんましんなどの症状が出ます。

### 乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが  
ゴロゴロすることがあり  
ます。これは、消化不良  
による症状です。



### やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル  
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起  
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性  
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると  
言われています。

**「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。**

## 6 年間行事計画

※R6.2 現在予定。変更になることがあります。ご理解ご協力をお願いします。

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

※ ◎印は保護者参加行事 ☆印は祖父母参加行事 になります。

月	行事名	月	行事名
4月	◎入園式（新入園児親子のみ） 進級式 ◎保護者の会総会（新入園児保護者） 3歳児昼寝開始（15日～） こどもの日を祝う会（24日）	10月	こども運動会（2日） ◎☆運動会（10日） ◎☆運動会予備日（11日） 身体測定・4歳児視力検査 内科健診 社会見学（5歳児）（25日）
5月	身体測定・5歳児視力検査（15日） 内科健診 歯科健診 ◎フッ化物洗口説明会（5歳児） 総合野外センター（5歳児）（14日）	11月	交通安全学習センター（6日） 避難訓練（消防署指導） 交流保育（4・5歳児上鷹見こども園来園）（14日） こども生活発表会（27日）
6月	ボールクリニック（5歳児）（5日） プール開き（13日）	12月	☆祖父母生活発表会（3日） ◎生活発表会（6日） 土雛作り（5歳児）（10日） 豆皿作り（4歳児）（10日） ◎個別懇談会（5歳児・4歳児希望者）（11～13日） 交流保育（4・5歳児上鷹見こども園へ）（14日） お楽しみ会（19日）
7月	七夕会（5日） ◎個別懇談会（3、4、5歳児）（5～11日） プール納め（17日）	1月	新年お楽しみ会（7日） ◎個別懇談会（3歳児希望者）（15、16日） CAPワークショップ ◎保育参観・子育て講座（29日）
8月	地域の夏祭り（小夜村）	2月	豆まき（3日） ありがとうの会（地域の方へ） ◎入園説明会（新入園・進級児保護者）（14日） おこしもの作り（5歳児）（28日）
9月	防サイ君（19日）	3月	ひな祭り会（3日） お別れ遠足（7日 弁当日） ◎卒園式（5歳児）（21日）

\*誕生会（月1回）

\*避難訓練（月1回） リスク回避プログラム（年2回）

\*交通安全指導日（月1回）

\*読み聞かせポケットさん（月1回）…4、5歳児は6月から、3歳児は11月から行います。

※六所山野外体験学習（5歳児）（六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます）

※ボールクリニック（5歳児）（美和こども園にバスで出かけ、サッカーをします）

※交通安全学習センター学習（4、5歳児）

※防サイ君（地震体験をします） ※不審者訓練（年2回）

## 7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

### (1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

### (2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く（P12 表1参照）、手洗い、うがいで予防できるものも多くなります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② **感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。**  
長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

### (3) 日頃の健康管理について

① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。

状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。

例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん  
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している  
病気等

② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

### (4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

#### こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。  
朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、  
子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

### (5) 薬の使用について

**園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。**

※保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して  
実施して下さるようお願いいたします。

- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能なかを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

## (6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

### 病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633  
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082  
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

## (7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))  
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

### ※ひかりこども園 園医

〔 内科：近田医院 豊田市東山町 2-1555-7 Tel80-4524  
歯科：ぜんなみデンタルクリニック 豊田市高上 1-22-10 Tel80-0588 〕

- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

## (8) 園で体調が悪くなったら

**体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。**園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

### <こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合



## (9) 感染症について

- ① **子どもや家族が感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。**
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります。(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ **登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります**(下表1のとおり)。**提出が必要な場合は園から指示させていただきます。**提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「**治ゆ証明書**」が置いてあります。  
**医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。**

豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。

(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)

- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

**表 1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)**

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	
備考	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

**(10) 新型インフルエンザ等が発生した時**

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

## 下痢や嘔吐等で汚れた衣服の取り扱いについて

保育者は、ノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内で蔓延しないよう、手洗い、うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。

園内で大便（普通便、下痢便）や嘔吐物、血液等で汚れた衣類の汚れを落とす際に、保育者の着衣や、周囲にウイルスが飛び散らないよう、静かに大まかな汚れだけを落とします。（水洗いはしません）ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

### ◆ご自宅で汚れを落とす時に心がけてください◆

- ① 窓を開け、十分に換気をしてください。
- ② 使い捨て手袋や使い捨てマスクを身につける。  
※二次感染を防止するのに効果的です。また、エプロンを着用するなど、処理の際に汚れが衣服につかないようにすると良いです。
- ③ 塩素系の家庭用消毒液に浸ける、もしくは熱湯消毒（85℃で1分間以上浸ける）をする。  
※塩素系消毒…台所用塩素系漂白剤（6%）原液をキャップ2杯（10ml）。  
500mlのペットボトルに入れ、水を満タンに入れて作る。  
※**留意点** 消毒液…色落ちする場合がありますため、消毒液の注意書きを確認した上で、ご使用ください。  
熱湯消毒…素材によっては縮んでしまう場合もあるため、適応を確認して行ってください。
- ④ 汚れを落とし、他の洗濯物と分けて洗濯をする。  
※汚れはトイレに流すのが望ましいです。  
※熱湯による火傷に十分留意してください。  
※洗濯後は、洗濯槽の消毒と、ネットのくずも密閉処分をするとよいです。
- ⑤ 使用した“手袋やマスク”を片付ける。  
※手袋やマスクは接触面が内側になるように外し、袋に密閉する。  
※片づける際に、周りを汚さないように留意しましょう。  
※塩素系の消毒液で洗面所やトイレを消毒しましょう。
- ⑥ 最後に石鹸でしっかりと手洗いをする。

※尿や泥などで汚れた衣服も洗わずにお返しします。

### ※友達の衣服や持ち物に嘔吐物や血液が付いてしまった場合について

- ・感染予防のため、熱湯消毒（服や布製品など）や塩素系の消毒（箸セットなど）で消毒を行い返却します。素材によっては縮んでしまう場合や色落ちする場合がありますので、ご了承ください。

## 8 家庭の協力

### (1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。

### ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。

- 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
- 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
- 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
- 車中に子どもを残さないでください。

### ⑦ 登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

### (2) 生活習慣について（大人がまず自らお手本を示すようにしましょう。）

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう。（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

### (3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

## 9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

ひかりこども園は、  
この区域です！

### ◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。  
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

### ◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

### ◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。  
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。  
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、保育課からコドモンアプリ及び園に連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。  
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。  
※ 特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。  
※ 豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

### ◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

### ◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

### ★ひかりこども園 避難場所について（地震・火災等）

※子ども達の安全を確保するために、下記のように避難場所を設置しています。

【第1避難場所】園庭鉄棒前 【第2避難場所】保護者駐車場 【第3避難場所】矢並小学校

※非常時の避難場所は、状況に応じて変わることがあります。その際は、コドモンや正門付近の掲示板等で避難先をお知らせいたします。

## 10 保育料等

### こども園等の保育料

#### (1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはしおりの
【D】土曜日保育時間	最終ページのこども園等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による	延長保育時間【C】 月額					
		(16:00まで) 1,000円	→				
月額 1,000 円 ←	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額1,600円（正午までの園は800円）	(17:00まで) 2,000円	→				
		(18:00まで) 3,000円	→		→		
		(19:00まで) 4,000円	→			→	
			→				→

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

#### (2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	0円
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

### (3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

#### ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

#### イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

#### ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

#### エ 保育料

	0～2歳児（D階層のみ）	・0～2歳児（A～C階層） ・3～5歳児
【B】 早朝保育料	月額1,000円を加算 ※午前8時から午前8時30分までの園は月額500円の加算	0円
【C】 延長保育料	1時間ごとに月額1,000円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額1,600円を加算 ※午前8時30分から正午までの園は月額800円の加算	

#### オ その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

## 基本保育料の算定方法

### (1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

### (2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用  
 多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

**【兄弟判定】**

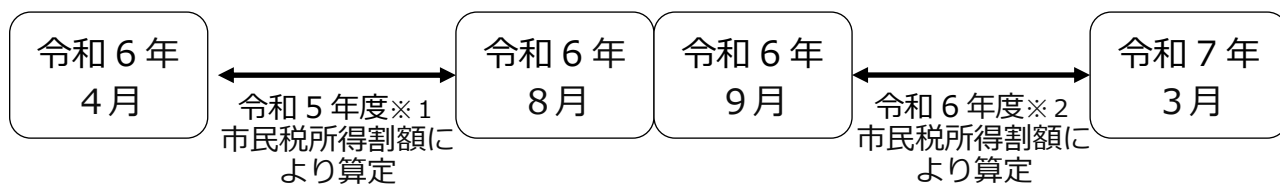
生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

**【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】**

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0円	0円

**(4) 基本保育料の再算定**

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

**保育料の支払方法**

保育料の納付は口座振替をお願いします。

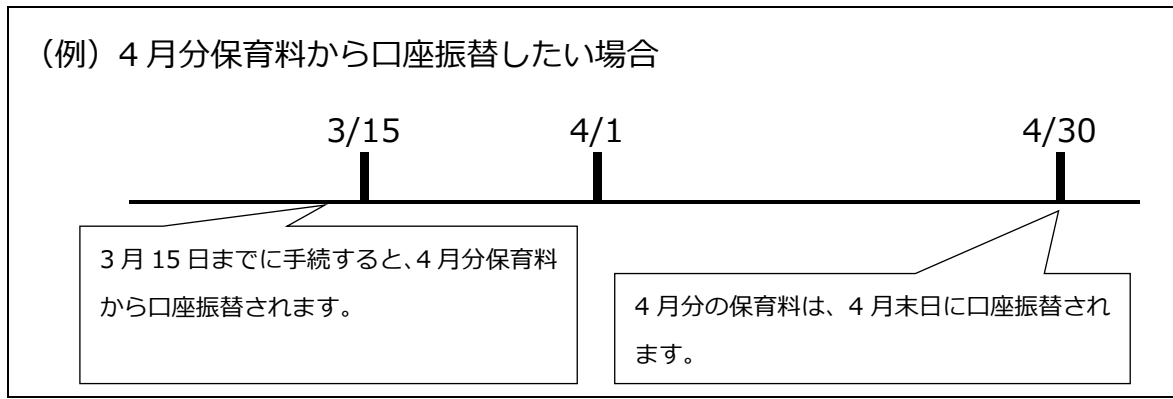
**(1) 手続**

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。  
 なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。  
 毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

**(2) 振替日**

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。  
 ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。





### (3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※時間外保育利用等によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

## 春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

### (1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

### (2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

### (3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

### (4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

## (5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

## 給食費等（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

### (1) 給食費（3～5歳児のみ）

月4,000円程度（1食210円）です。

階層変更により、有料か無料が変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降。

### (2) 保護者の会費

ひかりこども園は、会費の徴収はありません。

### (3) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。（園によって異なります。）

・共済掛金（保護者負担額） 年額 240円

・納入方法 5月中旬までにそれぞれの園へ納めていただきます。

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

## 保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

### (1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

### (2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

#### 【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

### (3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

### (4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

## 幼児教育・保育の無償化（参考）

### 各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育 事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリー・サポート・センター事 業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

## 1 1 状況が変わった場合の手続きについて

### 【具体的な手続きの例】

状況	教育・保育給付 変更申請書 認定	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】 変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】 退園日の 15 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	-	-	-	【期限】 変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証 明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等 の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】 利用前月の 25 日 ※就労要件の場合の主な送迎者は、就 労証明書を事業所に証明してもらう必 要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続きが必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。

ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

#### ◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

#### ◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・ 1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

## 12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用について

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です。

（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）

### コドモン

#### 〈活用する主な機能〉

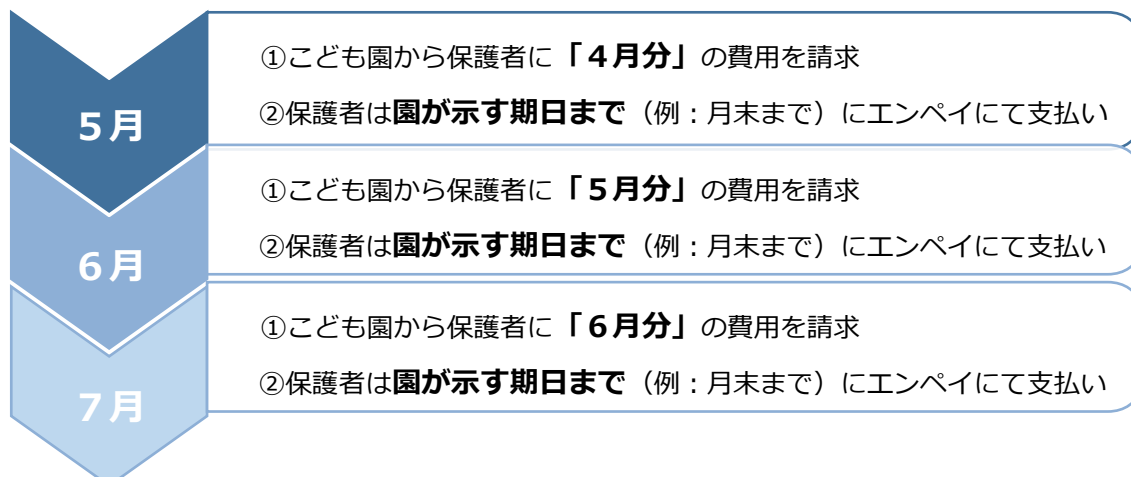
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

### エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

#### 〈支払の流れ（例）〉



## 13 その他の取組

### 紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

#### (1) 対象

公立こども園の0～2歳児

#### (2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

#### (3) 利用料金

1か月2,508円（税込）（令和5年12月現在）

お申込みフォーム



#### (4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

#### (5) 登録期限

利用開始の前月25日まで（4月入園の場合、3月25日まで）

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

#### (6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。（日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。）

### お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面（各種感染症対策等）の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

#### (1) 対象

公立こども園の0～3歳児

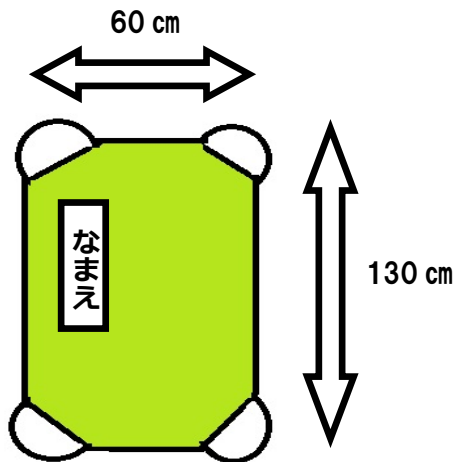
## (2) 導入によるメリット

**保護者**：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

**子ども**：衛生環境の向上＜新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など＞

## (3) 家庭で用意していただくもの

### ○お昼寝ベッド用シーツ 2枚（洗い替え用）

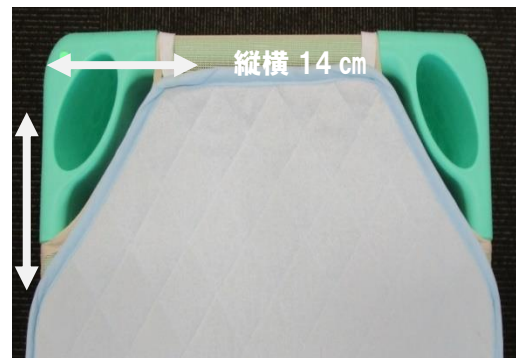


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
  - \*布（タオル地、キルティング地など）
  - \*ゴム4本（目安：横2～3cm×長さ35cmほど）
  - \*四隅を縦横14cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【作成する例】



【市販品の例】

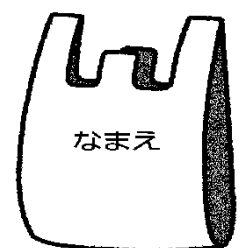


### ○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布  
季節によって使い分けてください。

### ○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



## (4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ



【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



#### 14 その他の注意事項

- ① 子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。  
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、  
保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ 子どものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。  
15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

# ひかりこども園の約束

## ★ 登降園について

- 必ず親子で手をつないで歩き、交通安全に努めましょう。

東側駐車場から園庭に向かう坂道、駐車場に利用させてもらっている学校の坂道は、車が通り大変危険です。飛び出しに十分気を付け親子で手をつないで歩きましょう。親子で交通ルールを確認し合うなど、安全に登降園をしましょう。

## ★ 車を利用される場合について

- 車から降りる時は「子どもが後に」・乗る時は「子どもが先に」。

車の乗り降りの際には、子どもが先に降りてしまうことのないよう、保護者の方が先に降り、必ずお子さんの手をつなぎましょう。

- 短時間でも、車中にお子さんを残さないでください。

送迎時、寝ている、寝てしまったからといった理由等で、車内にお子さんを置いてくることは大変危険です。車内に小さいお子さんを残したままにしないようお願いします。

- 駐車時はエンジンを止め、施錠を忘れずに。（“車上狙い”に注意を！！）

- ・ 短時間であってもエンジンは必ず切って、施錠をしてから、車から離れましょう。
- ・ 車を離れる際には、短時間であっても必ず貴重品やバッグ等をもって出ましょう。

## ★ 駐車場では遊びません

- 駐車場は車の出入りがあり、大変危険です。降園後、駐車場で立ち話をしたり、お子さんを遊ばせたりしないようお願いします。

### 入らないところ

- ・ 「土手」は遊び場ではありません。大変危険ですので入らないでください。
- ・ 東門横の「記念公園」は小学校の敷地です。古い銅像もあります。入らないでください。

# ひかりこども園 園庭・遊具の使い方

## ★ 年齢別使用できる遊具

○ = 自由に使ってよい    × = 使わない    △ = 保育者・保護者と一緒に行ってよいもの  
 ★ = 4月当初は使用不可。時期を見て使用可。(使用可能になりましたらお知らせします)

		3歳児	4歳児	5歳児
砂場		○	○	○
山小屋		○	○	○
ロープのぼり		×	×	★△
総合遊具	滑り台(黄)	○	○	○
	丸太ゆらゆら橋	△	○	○
	ロッククライミング	×	△	○
	一本橋	△	○	○
	ネットのぼり	△	○	○
	滑り台(赤)	△	○	○
	総合遊具登り棒	×	×	×
ブランコ		★△	△	△
鉄棒		×	★△	△
ジャングルジム		×	★△ (黄色のライン下まで)	△
うんてい		×	×	★△
登り棒		×	×	★△
タイヤ跳び		★△	△	△

※ひかりトンネル、山は使用しません。

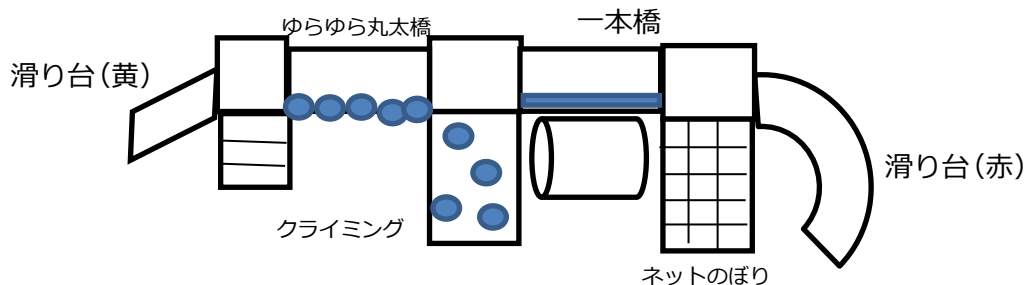
## ★ 遊具の使い方について

遊具名	遊ぶ時の約束	
砂場	* 砂を投げない。 * 使った遊具はカゴに片づける。	
山小屋	* 窓から出入りをしない。 * 山小屋で使った砂は砂場に戻す。	
ロープのぼり	* 園庭側から登って降りる。西門側は使用しない(一方向のみで使用) * 一人ずつ使う。 * ロープを使用して上り下りする。(滑らない)	
総合遊具	滑り台(黄)	* 一人ずつ滑る。(友達と一緒につながって滑らない) * 座って滑る(腹ばい、頭から滑らない) * 下から登らない。(滑るのみ) * 体を乗り出さない。(落ちてしまうため)
	丸太ゆらゆら橋	* 走って渡らない。 * 丸太、もしくは鎖を持って進む。 * 前にいる子を抜かさない。
※物をもち	ロッククライミング	* ホールドを手でつかんで登る。 * 一人ずつ登る。(先の子が上に登り切ったら登る)
	一本橋	* 走って渡らない。 * 両サイドの丸太、もしくは鎖を持って進む。

つ て 登 ら な い		*前にいる子を抜かさない。
	ネットのぼり	*登るのみ。 *先に登っている子を抜かさない。
	滑り台 (赤)	*一人ずつ滑る。(友達と一緒につながって滑らない) *座って滑る(腹ばい、頭から滑らない) *下から登らない。(滑るのみ) *体を乗り出さない。(落ちてしまうため)
ブランコ		*出入口を守る。 *アンパンマン看板の方を向いて座って乗る。 *立ち乗り、ねじり乗り、横こぎ、二人乗り、腹ばいになって乗るなど、危険な乗り方をしない。 *ブランコの印の色と同じ色の印のベンチに座って待ちます。 *降りる時はブランコが止まってから降りる。飛び降りない。
鉄棒		*マットが敷いてある時に遊ぶ。 *一人ずつ使用する。 *鉄棒の棒の上に座らない。 *飛び降りをしてしない。
ジャングルジム		*3歳児は使用しない。4歳児は黄色のライン下まで。 *物を持って登らない。*ぶら下がらない。*飛び降りをしてしない。
うんてい		*緑フェンスから園庭向きに一方通行で使用する。 *一人ずつ使用する。 *うんていを使用している時は、うんていの中を横切らない。
登り棒		*マットが敷いてある時に保育者と一緒に遊ぶ(5歳児のみ)
タイヤ跳び		*物を持って上らない。*緑フェンスから園庭向きに一方通行で使用する。

### ★ 園庭利用時の約束について

- \*雨上がりなど、遊具が濡れている時は、遊具で遊びません。
- \*ひかりトンネルの山は上りません。
- \*遊具に衣服が引っかかってケガをしないように、上着のチャックやボタンは閉めましょう。フードのある洋服も遊具に引っかかってケガの危険があるため、着てこないようにご協力をお願いします。
- \*カバンや水筒を身につけたまま園庭を走ったり、遊具に乗ったりしません。
- \*未就園や小学生のお子さんも約束を守って安全に使っていただきますようお願いいたします。
- \*園舎裏や畑には、保育者と一緒に行きます。
- \*倉庫裏には入りません



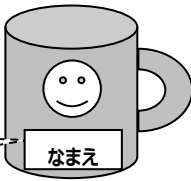
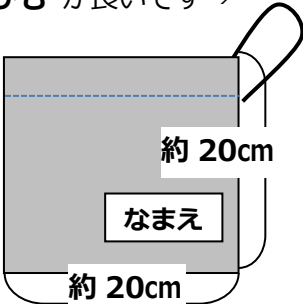
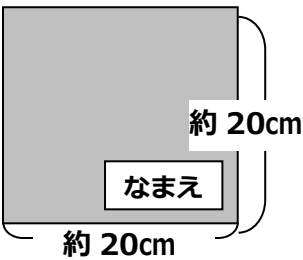
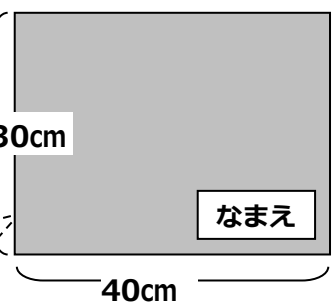
## (1) 保育用品

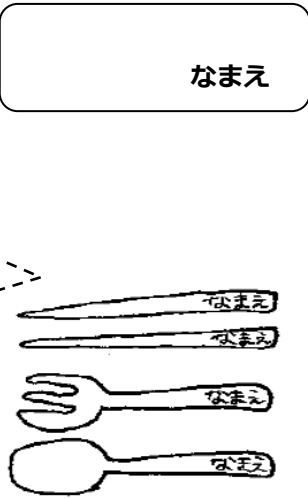
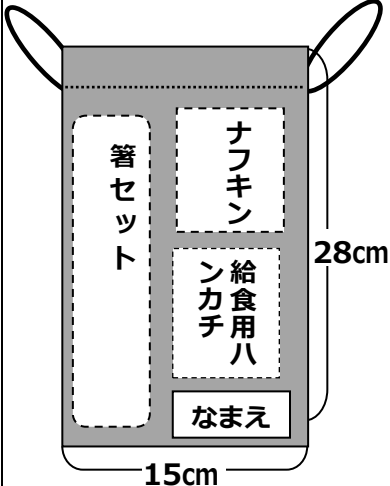
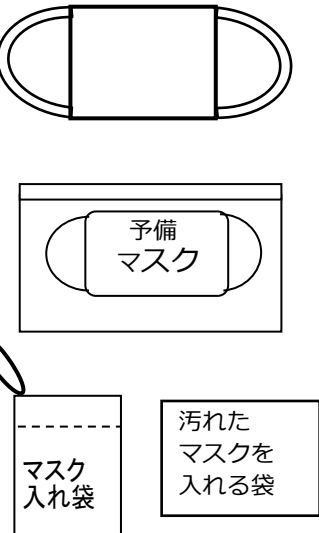
※すべてのものに記名をしてください。

市より配付 (新入園児)	[新入園児] 箸セット ※入園説明会で配布します
個人で購入するもの	[3・4・5歳児] かばん、シューズ、体操ズボン [3歳児] はさみ・のり [4・5歳児] 水性マーカー、クレヨン [5歳児] 色鉛筆12色、油性マーカー [入園式までに全園児購入] クラスカラー帽子
※入園進級時に購入するもの	

## (2) 毎日使用する物

※すべてのものに記名をしてください。

品名 (用意する個数)	図	◆用途説明 ★作成方法 *その他
① コップ…持ち手があるもの (1個) (片手もち) プラスチック製 約200ml  ※名前が薄くなってきたら書き直してください。		◆お茶を飲む時、給食時に牛乳やお茶を飲む時に使用します。  *持ち手つきのコップで、大きすぎず安定感がある割れない材質のものが適しています。
② コップ袋 (1枚) 洗い替え…2~3枚	“片ひも”が良いです→ 	◆コップを入れます。 ★子どもが出し入れしやすいように、少し大きめにしてください。  *子どもが1人で開閉しやすいように、“片ひも”のものをご用意ください。
③ 給食用ハンカチ (1枚) 洗い替え…2~3枚		◆給食前の手洗い時の手拭き用と給食時の口拭き用で使用します。 *給食セット袋の中に入れてきてください。 *タオルハンカチサイズくらいの大きさです。 *タオル地、ガーゼ地等でご用意ください。
④ ナフキン (1枚) 洗い替え…2~3枚  サイズが大きすぎると机からはみ出したり、友達と重なり合ったりします。小さすぎると食器が全て置けません。なるべく右図のサイズでご用意ください。		◆給食時に机に敷いて食器を置きます。毎日取り替えてください。 ★市販の物だと大きすぎるため、市販のナフキンが使われる場合は、縫って、左図のサイズにしてください。 ★2~3枚作っておくと便利です。色や柄は自由です。 ★キルティング布など厚地の布は子どもが畳みにくく扱いにくいいため避けてください。

品名 (用意する個数)	図	◆用途説明 ★作成方法 *その他
<p>⑤ 箸セット (1セット)</p> <p>※箸セットは、こども園から中学校卒業まで使用します。</p> <p>※破損や紛失時は、自費で購入となります。</p> <p>※全員同じものを使用します。</p> <p>※箸箱 (蓋、ケース裏面)・はし・スプーン・フォークに消えないようにそれぞれしっかりと記名をしてください。</p>		<p>◆給食時に使い、毎日持ち帰ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースの中に、箸・スプーン・フォークが入っています。</li> </ul> <p>* 3歳児：入園当初は、箸を使用しません。家庭で保管しておいてください。使用する時期は改めてお知らせします。</p> <p>* 毎日必ず洗って持たせてください。</p> <p>* 箸箱の裏面にも記名してください。</p> <p>* 名前シール等は、はがれたら貼り直してください。</p> <p>* 衛生面を考え、箸セットケースには、名前以外のシールを貼らないようにしましょう。</p>
<p>⑥ 箸セット袋 (1枚)</p> <p>洗い替え…2~3枚</p>		<p>◆箸セットとナフキン、給食用ハンカチを入れます。</p> <p>* 全てが入る大きさに作ってください。</p> <p>* キルティング布など厚地の布は、子どもが袋の開閉や出し入れがしにくいなど、扱いにくいいため避けてください。</p> <p>* 色や柄は自由です。</p>
<p>⑦ マスク (1枚)</p> <p>⑧ 予備マスク (1~2枚)</p> <p>⑨ マスク入れ袋</p> <p>⑩ 汚れたマスクを入れる袋</p> <p>※必要な方のみご準備ください</p>		<p>◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 食事等で外す時は、マスク入れ袋 (コップ袋のようなもの) に入れます。</li> <li>* 汚れたり濡れたりした際に替えませ。予備マスクを数枚 (お子さんが必要と思われる枚数) を、袋等に入れてカバンに入れてきてください。</li> <li>* 汚れたマスクを入れる袋も合わせて、カバンの中に入れておいてください。</li> </ul> <p>* サイズの合ったマスクにしてください。</p>

品 名	◆用途説明 ★作成方法 ＊その他
<p>⑩ ハンカチ、ティッシュ</p>	<p>◆手洗い後や清潔を保つために使います。            ★色や柄は自由です。(ガーゼやタオル地が水をよく吸います)            ★大きさ…ポケットに入れやすい物            ★ビニール袋に入ったものはポケットから落ちやすいので、ティッシュケースは布で作ってください。  <b>*ハンカチ・ティッシュは、毎日持たせてください。</b>  <b>*できるだけポケットに入れてください。</b></p>
<p>⑪ クラス帽子</p>	<p>◆登降園時及び園内、園外保育で使用します。            毎日忘れずにかぶってきてください。  <b>*入園式までに『金沢屋』さんにて購入をお願いします。</b>  <b>*購入後、ご家庭で記名してください。(帽子と日よけの内側2ヶ所)</b></p>
<p>⑫ 通園カバン            ◆毎日、使用するもの(①～⑩)をカバンに入れます。</p>	<p>*園指定の黄色、肩掛け型を使用します。            *トラブルや事故を防ぐため、カバンにつけるものは、音や光のないもの、おもちゃにならないものにしましょう。            目印になるもの<b>1つだけ</b>にしてください。</p>
<p>⑬ 毎日の衣服について            *自分で着脱しやすい服装にしましょう。            *ズボンは紐のついていないものにしましょう。</p>	<p>*ハンカチ、ティッシュが入る<b>ポケットのある衣服を着せてください。</b>  <b>*ポシェットはひっかかる、ずれる、トイレ時に外れたり汚れたりする場合があります。危険や動きの妨げになることがある為、できるだけポケットのある衣服を着用してください。</b>            *動きやすく汚れてもよい服を着用してください。  <b>*フード付の衣服は遊び時の事故防止のため避けましょう。レグウォーマー、ネックウォーマーは使用しません。</b></p>
<p>⑭ 毎日の靴について            *運動靴を履きます</p>	<p>★自分で脱ぎ履きしやすく、足に合った、運動しやすいものをご用意ください。  <b>*サンダル、ブーツ、おしゃれな靴は適していません。</b>            *ひも靴は、遊具に引っかかる、ほどけて踏んでしまうなど危険です。</p>
<p>⑮ 防寒着</p>	<p>◆戸外に出るときに必要なに応じて着用します。            ★フックに掛けやすいように、防寒着に“掛けひも”が付いてない場合は“掛けひも”をつけてください。            *防寒着についているタグは掛けるのに適していません。“ひも”の取り付けをお願いします。  <b>*フード付きの防寒着は、遊具に引っかかる等危険なため、フードのないものを用意してください。</b></p>

### (3)園に置いておく用品


※すべてのものに記名をしてください。

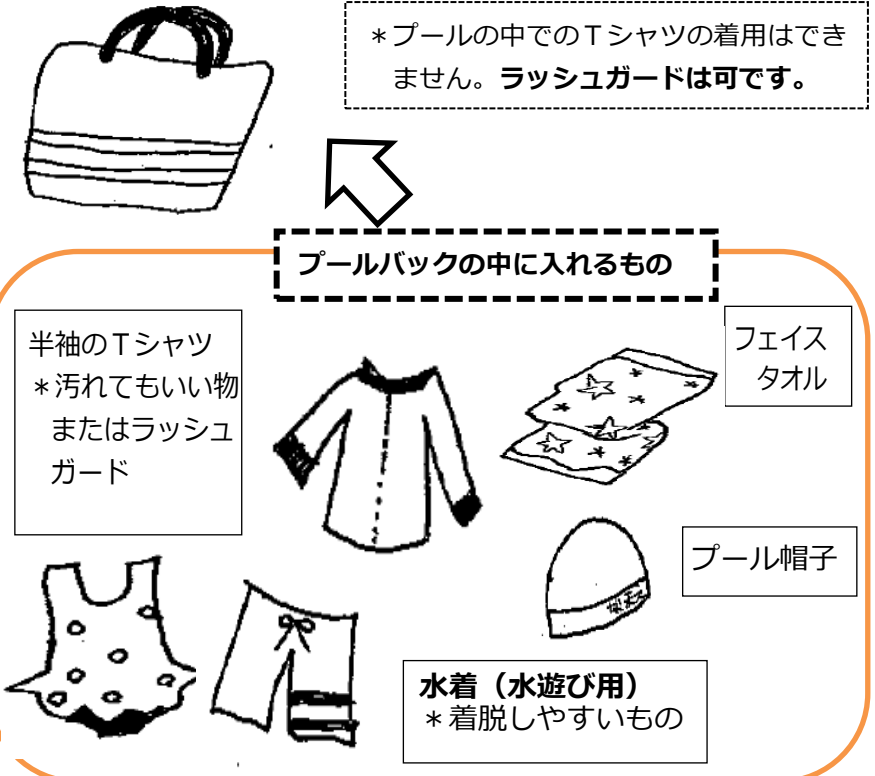
品名	図	◆用途説明 ★作成方法 *その他
<p>① 手さげ袋 (1枚)</p> <p>持ち帰ったら、翌日忘れずに持って来てください。</p>		<p>◆手紙や作品などを持ち帰るときに使用します。</p> <p>★キルティング等の厚地がいいです。</p>
<p>② シューズ、シューズ袋</p> <p>「シューズの上から見て分かる所」と「かかと」に記名をしてください。</p> <p>シューズがゆったり入る大きさの袋で、お願いします。</p>		<p>◆白色のバレエシューズを使用します。</p> <p>★キルティング等の厚地がいいです。</p> <p>*シューズは、金曜日に持ち帰ります。洗って月曜日に持って来てください。</p>
<p>③ 着替え袋</p> <p><b>入れていただくもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンツ</li> <li>・シャツ(肌着)</li> <li>・上の服</li> <li>・下の服</li> <li>・靴下</li> <li>・ハンカチ</li> <li>・フェイスタオル (体を拭く用)</li> <li>・汚れた服を入れるビニール袋 2~3枚</li> </ul> <p><b>3歳児</b> 2~3組</p> <p><b>4・5歳児</b> 個々に応じた枚数</p>	<p>◆生活や遊びの中で、服が汚れたり濡れたりすることがあり、その際に必要に応じて着替えます。園に置いておく着替えを入れます。</p> <p><b>3歳児</b> 着替えダンスに入れます。</p> <p><b>4・5歳児</b> 着替え袋に入れてロッカーに置きます。</p> <p>*布製の巾着型が扱いやすいです。</p> <p>*着替えを使用したら補充をしてください。</p> <p>*ハンカチは汚れた時だけではなく、忘れた時にも使用します。</p> <p>*汚れた服を入れる<b>ビニール袋は2~3枚程度</b>入れておいてください。</p> <p>*誰の汚れ物か外から分かるように、<u>ビニール袋1枚1枚に記名をしてください。</u></p> <p>*<u>汚れものを入れる袋は、レジ袋のような持ち手のついたものをご用意ください。</u></p>	
<p>※パンツの着替えがなくなった場合は、衛生上、貸し出しはできません。園の緊急用パンツで対応します。後日同サイズの新品を各自購入し、園へお返しくください。</p>	<p>※持ち帰りましたら、翌日に必ず着替えとビニール袋を補充をお願いします。(お子さんの状況に応じて増やしてください。)</p> <p><b>夏</b>：Tシャツ、半ズボン、靴下、下着 など</p> <p><b>冬</b>：トレーナー、長ズボン、靴下、肌着、下着 など</p> <p><b>※災害等の緊急時『着替え』の用意をお願いします。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下服、下着、靴下等『一組』を袋に入れて、用意してください。</li> <li>・夏季・冬季保育前に持ち帰ります。確認と入替えをお願いします。</li> </ul>	



**(4) 必要に応じて持って来る用品**

**※すべてのものに記名をしてください。**

品名	図 ◆用途説明 ★作成方法 *その他
<p>① <b>水筒 (容量: 約 500ml)</b>            ※4・5 歳児…年間使用します。            ※3 歳児…使用開始時期は、            担任よりお知らせします。</p>	<p>◆こまめに水分補給をするために水筒のお茶をご用意ください。            *水筒は、<b>コップ付きのものをご用意ください。</b>            *お茶が不足した時は、水筒へ補充せず、その都度、園のお茶をコップで飲みます。</p>
<p>② <b>リュックサック</b></p> <p><u>リュックの中に入れるもの</u>            弁当、水筒、敷物、            おしぼり、ハンカチ、            ティッシュ、ビニール袋            (ゴミ入れ)</p>	<p>◆遠足や園外保育時、弁当日(台風等で給食がなくなった時)に使用します。<b>弁当日はリュックサックで登園してください。</b>            ★お子さんの体に合った大きさ(※肩のベルトの位置を合わせてください。)で、<b>水筒も入る大きさのもの</b>を用意してください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><b>5 歳児</b>は、六所山や社会見学など出かけることが多いため、<b>荷物がゆつたりと入れられる大きめのもの</b>を用意しておいてください。</p>
<p>③ <b>弁当箱・箸セット・弁当袋</b></p>	<p>*弁当箱はお子さんの食べる量に合わせた大きさのもの、また、弁当箱と箸セットは自分で蓋の開閉ができるようなものをご用意ください。            *弁当袋は、弁当箱の大きさに合わせたもので、自分で出し入れができるものにしてください。</p>
<p>④ <b>おしぼり・おしぼりケース</b></p>	<p>*おしぼり(濡らした状態のもの)を“おしぼりケース”に入れてきてください。            *自分で出し入れや、蓋の開け閉めができるものが良いです。</p>
<p>⑤ <b>ビニールの敷き物</b></p>	<p>*敷き物の大きさは、お子さんが座ってリュックサックを置いて、弁当を広げられる程度のものが良いです。            (大きすぎると、リュックサックに入らない、自分でたたみにくいなどあります。)</p>
<p>⑥ <b>昼寝用シーツ・タオルケット、シーツ入れ袋 (P29 参照)</b></p> <p><b>3 歳児</b>            4 月の慣らし保育終了後より開始</p> <p><b>4・5 歳児</b>            夏季休業保育期間のみ</p>	<p><b>3 歳児</b>            *昼寝用ベットを一人 1 台使用します。P29 をご確認いただき、敷き用シーツと上掛け用の毛布、タオルケットを季節に合わせてご用意ください。</p> <p><b>4・5 歳児</b>            *昼寝用ござの上にタオルケットを敷いて寝ます。上掛け用タオルケットと合わせてご用意ください。</p>

品名	図 ◆用途説明 ★作成方法 ＊その他
<p>⑦ プールセット (6月上旬～夏季保育前まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールバック</li> <li>・水着 (水遊び用)</li> <li>・水遊び用帽子</li> <li>・フェイスタオル (約 34cm×85cm)</li> <li>・泥んこなどで汚れた半袖Tシャツを入れるビニール袋</li> <li>・半袖Tシャツ (汚れてもいい物) または ラッシュガード</li> </ul> <p>プールに入る前の戸外遊び時に体の保護をするため着用します。</p>	 <p>*プールの中でのTシャツの着用はできません。ラッシュガードは可です。</p> <p>プールバックの中に入れるもの</p> <p>半袖のTシャツ *汚れてもいい物 またはラッシュガード</p> <p>フェイスタオル</p> <p>プール帽子</p> <p>水着 (水遊び用) *着脱しやすいもの</p>
<p>⑧ ハブラシ (5歳児のみ) ※持って来ていただく時期になりましたら連絡します。</p>	<p>◆5歳児が『よい子の歯みがき運動』実施後、給食後の歯磨きで使われます。</p> <p>*はしセットに入れてきてください。 *歯ブラシの毛先の状態を見て、必要に応じて新しい歯ブラシに取り換えてください。</p>

## (5) その他

### 傘、雨カッパについて

- ・傘は柄のところに記名をしてください。
- ・登園後は、保護者の方でお持ち帰りください。交通安全指導日や5歳児が行事などで出かける際には、園へ置いていていただくこともあります。その際はお知らせします。

### 汗拭きタオルについて

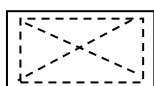
- ・気候に合わせて、汗拭きタオルを用意していただく場合もあります。必要な場合はその都度お知らせします。

### 雑巾について

- ・製作やお絵描きなど保育用や保育室や玩具の消毒、清掃用に使用します。寄贈していただける方はご協力をよろしくお願いいたします。

希望の大きさ 大、小 (大の半分の大きさ) ※枚数は問いません。

(大)



(小)



## 駐車場利用について

登降園時に利用いただける保護者の方の駐車場は3ヶ所（東側駐車場、矢並小学校坂道駐車、西側駐車場）になります。各駐車場の駐車台数や駐車方向、約束をご理解いただき、安全にご利用いただきますようお願いいたします。

### ① 東側駐車場（9台）

- ・ロープの枠内に駐車してください。
- ・階段前（斜線箇所）は“駐車禁止”です。（職員の車を止めさせていただいています。）

### ② 矢並小学校坂道駐車（約11台…車の大きさに寄って止められる台数が変わります）

- ・坂の一番上でUターンをして、坂の一番下の三角コーンから詰めて駐車してください。

### ③ 西側駐車場（約5台）※縦列駐車

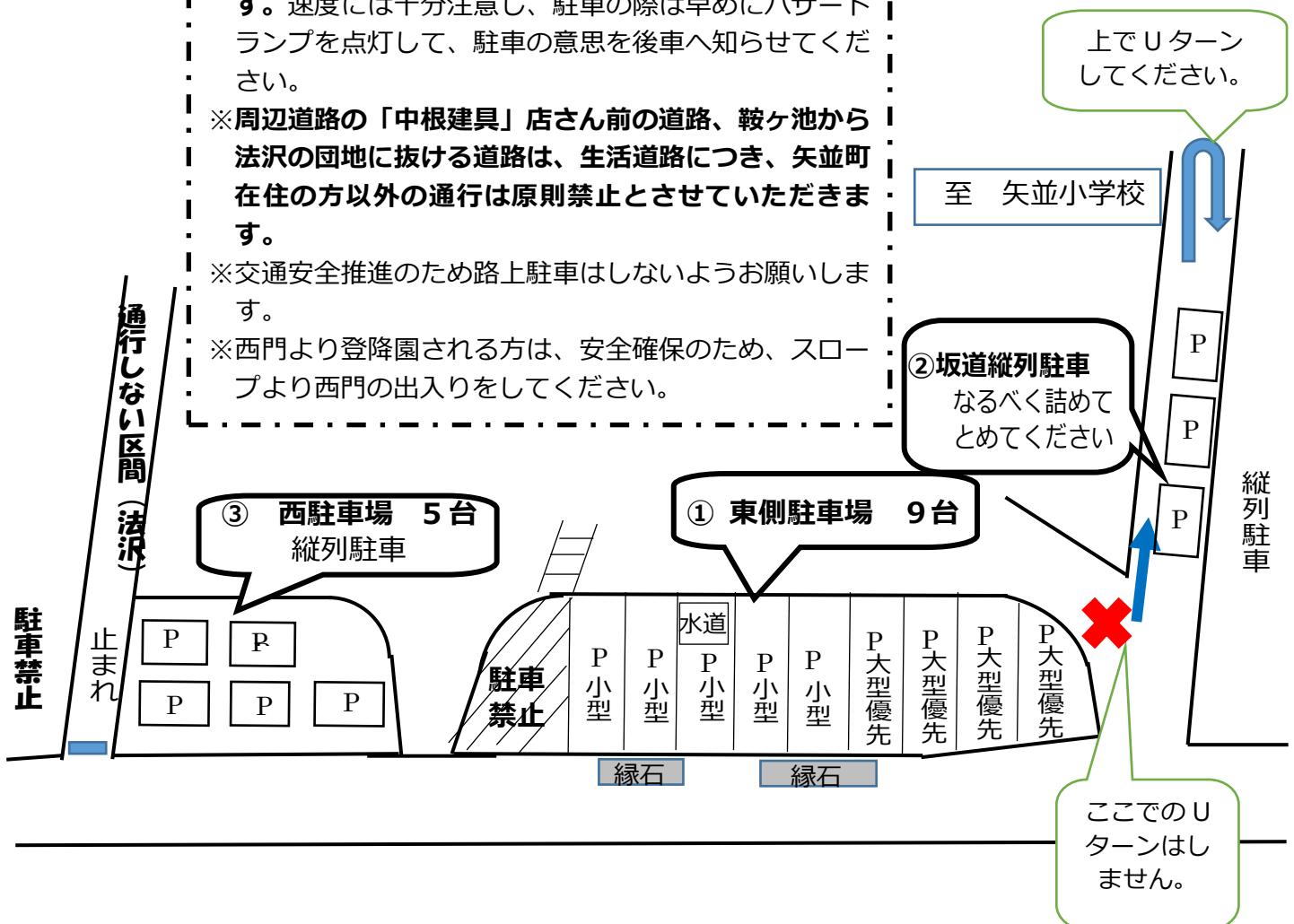
- ・隣家“安田様”よりお借りしている駐車場です。小学校の送迎でも利用されています。そのため、マナーを守って、安全にご利用いただきますようお願いいたします。
- ・一番最初に止める方は、一番奥に詰めて駐車してください。縦列駐車になります。
- ・バックから進入して駐車してください。

※ひかりこども園周辺道路は、近隣の方々の生活道路です。速度には十分注意し、駐車の際は早めにハザードランプを点灯して、駐車の意味を後車へ知らせてください。

※周辺道路の「中根建具」店さん前の道路、鞍ヶ池から法沢の団地に抜ける道路は、生活道路につき、矢並町在住の方以外の通行は原則禁止とさせていただきます。

※交通安全推進のため路上駐車はしないようお願いします。

※西門より登降園される方は、安全確保のため、スロープより西門の出入りをしてください。



こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよ	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースィ-ハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼	
76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保	
78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保	
79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20		6か月-5歳児	0-2歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	88	道慈	乙ケ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	90	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	98	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保